

大学・高等学校関係者で協議する必要があると提言されている事項(案)

※以下に掲げる検討課題に付されている「審議まとめ」及び「提言」は、それぞれ「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」（令和3年3月31日審議のまとめ）及び「大学入試のあり方に関する検討会議」（令和3年7月8日提言）の略称である。

中長期的な検討課題

- 秋季入学等の選抜方法について(提言)

- 過去問の利用に関する高大関係者の相互理解の推進(提言)

- 文部科学省のイニシアティブによる試験団体及び高大関係者による恒常的な協議体の設置(経済的・地理的事情、障害のある受験者への合理的配慮等への対応)(提言)

- 大学入学共通テストの高校会場の拡充可能性(提言)

- 調査書様式への観点別評価の追加(審議まとめ)

- 電子出願の推進(審議まとめ、提言)

- 将来的な入試日程のあり方(提言)

- 「高校生のための学びの基礎診断」の検証を踏まえつつ、いわゆる基礎学力テストの可能性(CBTの研究開発の可能性をも含む。)(提言)

(参考)

大学入学者選抜協議会において継続的な協議を要する中長期的な課題と関係提言等の抜粋

□大学入学者選抜協議会に求められる役割(提言)

大学入試のあり方に関する検討会議(令和3年7月8日提言)(抄)

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

(5)大学入学者選抜についての高等学校・大学等関係者間の恒常的な協議体の設置

- 大学入学者選抜の日程や留意事項等については、従来、毎年度、高等教育局長によって招集される「大学入学者選抜の改善に関する協議」の合意を踏まえて、大学入学者選抜実施要項の通知を行ってきたが、本検討会議において、緊急事態における機動的な協議を可能とする観点からの会議体の常設化、協議のプロセスの透明性の確保、構成メンバーの代表性の明確化等が必要である等の意見があったことを受け、令和3年5月14日に、新たに大学入学者選抜協議会(文部科学事務次官決定)が設置された。
- 新たな協議体においては、次年度選抜の日程や方法等の協議を行うことに加え、持続可能な望ましい大学入学者選抜についての課題への対応を含めた検討を行うことが求められる。その際には、我が国の入試文化の変容を含め、中長期的な視野に立って望ましいあり方を継続的に検討することが必要である。
- 本検討会議で指摘のあった事項のうち、①将来的な入試日程のあり方(自然災害や感染症等に耐え得る大学入学者選抜のあり方や、雪害や感染症拡大期である1月実施を回避する観点から、高等学校教育に与える影響を勘案しつつ、大学入学共通テストを例えば12月に前倒しすることの適否など)、②高校会場の拡充可能性(試験の確実な実施や実施に伴う負担、高等学校教員や退職教員の協力の可否、公平性・公正性等の観点を勘案し、県ごとの大学・高等学校関係者の協議を踏まえ検討)、③「高校生のための学びの基礎診断」の検証を踏まえつつ、いわゆる基礎学力テストの可能性(CBTの研究開発の可能性を含む。)等については、検討すべき課題が多く、令和6年度実施の大学入学者選抜(令和7年度大学入学者選抜)までと時間を限った中で結論付けるのは適当でないことから、新たに設けた常設の協議体等の中で、継続的な検討を行うこととすべきである。
- また、本検討会議では、大学入学者選抜の改善に当たって、厳格な定員管理のあり方の見直しが必要ではないかとの指摘が出されたが、これについては、中央教育審議会大学分科会における質保証システム改革の審議において検討されることを期待したい。

○ 秋季入学等の選抜方法について(有識者会議における検討後)(提言)

大学入試のあり方に関する検討会議(令和3年7月8日提言)(抄)

第1章 大学入学者選抜のあり方と改善の方向性

3. コロナ禍での大学入学者選抜をめぐる状況変化

(5) 秋季入学等の入学時期弾力化への対応の必要性

- コロナ禍において、令和2年度には、一斉臨時休業の下での授業の遅れに伴う失われた学びの時間を取り戻すとともに、我が国の教育システムのグローバル化等の観点から、初等中等教育段階を含め、国全体で秋季入学制に移行することの是非が議論となった。種々の困難性からこの案を直ちに導入することは見送られたが、教育再生実行会議において、ポストコロナ期における新たな学びのあり方について検討する中で議論されることとなった。
- 高等教育段階においては、学年の始期と終期を学長が定めることが制度上既に可能となっているが、同会議において、ニューノーマルにおける高等教育の姿を実現する方策の一つとして、国際化を通じた教育研究力の向上やキャリアパスに応じた多様な学びの実現の観点から、秋季入学や4学期制など学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を図ることなどが提言されたところであり、それらに対応した大学入学者選抜のあり方について検討する必要があるとの指摘があった。

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

2. 秋季入学等の学事暦・修業年限の多様化・柔軟化に対応した大学入学者選抜のあり方

- 我が国の大学を多様な価値観を持つ多様な人材が集まり新たな価値が創出される場としていくためには、留学生、社会人などを含め、一層多様な学生を受け入れていく必要がある。今回、コロナ禍を契機として、教育再生実行会議において、学びの複線化・多様化と併せて、学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を推進する方向で検討が行われ、提言が出されたが、これに対応した大学入学者選抜のあり方の検討も必要である。
- 特に秋季入学については、これまでの先行事例が既にそうになっているように、4月入学者の一般選抜の延長線上で検討するのではなく、多様な価値観が集まり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点から、総合型選抜・学校推薦型選抜や社会人選抜、外国人留学生選抜など、学力検査を中心とする通常の一般選抜とは異なる多様な選抜基準・方法を中心に推進することが適当であると考えられる。
- したがって、秋季入学に対応して大学入学共通テストの実施時期を変更したり、回数を増やしたりすることは適当でないと考えられる。また、これまでの秋季入学に係る選抜の先行事例においては、SAT(米国の大学進学適性試験)など海外の資格試験的な共通テストのスコアが活用されていること等を踏まえ、仮に大学入学共通テストの結果を活用する場合であっても、一定の点数を取得していることのみを求め、それ以上は、大学入学共通テストの結果以外の多様な資料を活用した選抜を行うような、資格試験的な活用が望ましいものと考えられる。こうした観点を踏まえつつ、秋季入学に対応した大学入学者選抜の具体的なあり方、想定される課題に関する留意点、定員のあり方、他の模範となる取組への促進策等について、今後、更に専門的に検討した上で、選抜実施要項上の取扱いを明確にすべきである。

○ 過去問の利用に関する高大関係者の相互理解の推進(提言)

大学入試のあり方に関する検討会議(令和3年7月8日提言)(抄)

第2章 記述式問題の出題のあり方

5. 記述式問題の出題の推進策

- さらに、記述式問題を含め、良質な試験問題の出題という観点からは、過去に出題された問題や類似した問題の再利用が一つの選択肢である。平成19年に組織されたコンソーシアム「大学入試過去問活用宣言」には国公立144大学が参加し、令和2年度大学入学者選抜では26大学において過去問からの出題が行われているが、過去問の活用についてはいまだに抵抗感が強いとの指摘がある。これらを払拭するために、文部科学省は、大学・高等学校関係者等との協議等の場において、過去問の利用について相互の理解を深める機会を設けるとともに、社会の理解が得られるように、その趣旨を分かりやすく発信することが有益であると考えられる。

- 文部科学省のイニシアティブによる試験団体及び高大関係者による恒常的な協議体の設置(経済的・地理的事情、障害のある受験者への合理的配慮等への対応)(提言)

大学入試のあり方に関する検討会議(令和3年7月8日提言)(抄)

第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方

5. 総合的な英語力評価の推進策

(2) 地理的・経済的事情への配慮

- 英語資格・検定試験の活用を大学入学共通テストの枠組みで実施しないことにより、地理的・経済的事情への配慮の問題は相当程度解消されるが、個別試験における資格・検定試験の活用については、例えば、検定料の減免やアクセスしやすい会場の設定等を含め、文部科学省には、関係機関・団体と連携・協力し、必要な措置を講じることが求められる。
- 英語資格・検定試験を大学入学者選抜で活用する場合、受験機会における実質的公平性(原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保)を最大限確保できるよう、文部科学省、大学、高等学校、資格・検定試験実施団体をはじめ関係者が連携・協力し、地理的・経済的な事情への配慮措置を可能な限り講じることが必要である。例えば、資格・検定試験を大学入学者選抜に活用する場合、大学においては、地理的・経済的事情から当該試験を受検することの負担が大きい志願者等のために、資格・検定試験を利用しない選抜区分を設ける、当該大学の定める利用方法において資格・検定試験と個別学力検査のいずれか有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置を講じることが望まれる。
- また、低所得層への受験料の減免や資格・検定試験を活用する選抜区分における低廉な受験料の設定などの各大学の取組を促進する方策を検討するとともに、関係者間の協議を行いつつ、資格・検定試験実施団体に対し、低所得層への検定料の減免、オンライン試験の導入の検討を要請したり、資格・検定試験実施団体、高等学校、教育委員会等に対し、資格・検定試験の高校会場の拡充への協力を求めたりすべきである。このことについては、第4章でも述べることとする。

(3) 文部科学省のイニシアティブによる試験団体及び高大関係者による恒常的な協議体の設置

- 以上のような配慮を充実させるためには、資格・検定試験実施団体をはじめ、多岐にわたる関係者が連携・協力する必要がある。このため、文部科学省のイニシアティブにより、資格・検定試験実施団体と高大関係者等による恒常的な協議体を設け、例えば、低所得層への検定料の減免、オンライン受検システムの整備や高校会場の拡充、障害のある受験者への合理的配慮の推進、成績提供の利便性の向上、問題集の出版などを含む試験実施団体内部での利益相反等に関する問題への対応のあり方、各試験の質や水準等に関する第三者評価のあり方や調査研究の実施といったテーマについて議論することが有益であると考えられる。

第4章 地理的・経済的事情、障害のある受験者への合理的配慮等への対応

2. 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件等への配慮

(英語資格・検定試験の活用に係る配慮)

- 前章で既に述べたように、英語資格・検定試験を大学入学者選抜で活用する場合、受験機会における実質的公平性(原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保)を最大限確保できるよう、文部科学省、大学、高等学校、資格・検定試験実施団体をはじめ関係者が連携・協力し、地理的・経済的な事情への配慮措置を可能な限り講じることが必要である。例えば、資格・検定試験を大学入学者選抜に活用する場合、大学においては、地理的・経済的事情から当該試験を受検することの負担が大きい志願者等のために、資格・検定試験を利用しない選抜区分を設ける、当該大学の定める活用方法において資格・検定試験と個別学力検査のいずれか有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置を講じることが望まれる(第3章4.(3)参照)。

- また、低所得層への受験料の減免や資格・検定試験を活用する選抜区分における低廉な受験料の設定などの各大学の取組を促進する方策を検討するとともに、前章で述べた文部科学省のイニシアティブによる資格・検定試験実施団体と高等学校、大学関係者等による協議体等において関係者間の協議を行いつつ、資格・検定試験実施団体に対し、低所得層への検定料の減免やオンライン試験の導入の検討を要請したり、資格・検定試験実施団体、高等学校、教育委員会等に対し、資格・検定試験の高校会場の拡充への協力を求めたりすべきである。なお、このことについては、英語以外の各種の資格・検定試験についても、同様の配慮の検討を求めたい。

3. 障害のある受験者への合理的配慮の充実

- また、英語資格・検定試験における合理的配慮の推進についても、前章で述べた文部科学省のイニシアティブによる資格・検定試験実施団体と大学・高等学校関係者等による協議会の場において、診断書等の取扱い、合理的配慮に対する申出の取扱いを含め、必要な措置を協議することが考えられる。

○高校会場の拡充可能性(提言)

大学入試のあり方に関する検討会議(令和3年7月8日提言)(抄)

第4章 地理的・経済的事情、障害のある受験者への合理的配慮等への対応

2. 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件等への配慮 (大学入学共通テストの高校会場の拡充可能性の継続的検討)

- 大学入学共通テストについては、高校会場の拡充の検討が必要との指摘がある。このことについては、試験の安定的で確実な実施や大学・高等学校関係者の負担への配慮等が必要である上、それに伴うコストや地域の実情を踏まえる必要があるため、まずは、都道府県ごとの大学・高等学校関係者の協議において、適切な現状把握を踏まえた検討を促し、その結果を踏まえつつ、第5章で述べる大学入学者選抜に関する常設の協議体(大学入学者選抜協議会)において、継続的な検討を行うことが適当である。

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

(5) 大学入学者選抜についての高等学校・大学等関係者間の恒常的な協議体の設置

- 本検討会議で指摘のあった事項のうち、①将来的な入試日程のあり方(自然災害や感染症等に耐え得る大学入学者選抜のあり方や、雪害や感染症拡大期である1月実施を回避する観点から、高等学校教育に与える影響を勘案しつつ、大学入学共通テストを例えば12月に前倒しすることの適否など)、②高校会場の拡充可能性(試験の確実な実施や実施に伴う負担、高等学校教員や退職教員の協力の可否、公平性・公正性等の観点を勘案し、県ごとの大学・高等学校関係者の協議を踏まえ検討)、③「高校生のための学びの基礎診断」の検証を踏まえつつ、いわゆる基礎学力テストの可能性(CBTの研究開発の可能性を含む。)等については、検討すべき課題が多く、令和6年度実施の大学入学者選抜(令和7年度大学入学者選抜)までと時間を限った中で結論付けるのは適当でないことから、新たに設けた常設の協議体等の中で、継続的な検討を行うこととすべきである。

○ 調査書様式への観点別評価の追加(審議まとめ)

大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議(令和3年3月31日審議のまとめ)(抄)

3. 調査書及びその電子化の在り方について

(2) 調査書における観点別学習状況の評価の取扱いについて

- 平成31年3月に示された指導要録の参考様式においては、観点別学習状況の評価を充実する観点から、「各教科・科目等の学習の記録」において、新たに「観点別学習状況」の欄を設けることとしている。
- 大学入学者選抜において、高等学校の各教科・科目における観点別学習状況の評価を調査書に記載して活用することについて、以下のような肯定的な意見があった。
 - ・大学においては、例えば、「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」の評価の資料とすることが可能となるのではないか。
 - ・調査書は指導要録に基づき作成するという原則を踏まえれば、観点別学習状況の評価を調査書に記載し、その活用及び活用方法の検討等については大学に委ねてはどうか。
- 他方、高等学校においては、新学習指導要領の下で観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高めるための取組が開始されたばかりであることや、また大学においては、大学入学者選抜における観点別学習状況の活用手法が確立されていない状況にあることから、観点別学習状況の評価を調査書に記載することについては、以下のような慎重な意見があった。
 - ・各教科・科目の観点別学習状況の評価を選抜の資料として活用するためには、大学は高等学校の観点別学習状況の評価の考え方を十分に理解することが必要である。
 - ・調査書に各教科・科目の観点別学習状況の評価を求めて、大学に活用を委ねられた場合、例えば評価結果を単純に点数化したり、特定の観点の評価結果だけを抽出したりするなど、多面的・総合的な評価の趣旨に沿わない活用となる恐れがある。
- これらの意見を総合的に勘案すれば、各教科・科目の観点別学習状況の評価を調査書に記載することの意義は認められるものの、現時点において大学入学者選抜で直ちに活用することには慎重な対応が求められる。

(3) 調査書の様式の見直しの方向について

- 以上のような考え方を踏まえて、令和6年度に実施される入学者選抜において使用される新学習指導要領の下での新しい調査書の様式は、以下の方向で見直すこととする。
 - ▷「各教科・科目等の学習の記録」については、各教科・科目の観点別学習状況の項目を直ちに設けることはせず、今後の高等学校における観点別学習状況の評価の充実の状況、大学における観点別学習状況の活用方法の検討の進展等を見極めつつ、条件が整い次第可能な限り早い段階で調査書に項目を設けることを目指し、引き続き高等学校・大学関係者において検討を行うこととする。
 - 検討に当たっては、教育委員会、高等学校、大学等が協働して、大学入学者選抜における観点別学習状況の活用方法等について実証研究に取り組み、その成果を普及していくことなどが考えられる。

○ 電子出願の推進(審議まとめ、提言)

大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議(令和3年3月31日審議のまとめ)(抄)

3. 調査書及びその電子化の在り方について

(4) 調査書の電子化の在り方について

- 調査書の電子化については、志願者、大学双方にとって入試事務の効率化、省力化に資するものであり、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も踏まえつつ、速やかな完全電子化を目指すべきである。電子化のシステムの構築・運用に当たっては、公益性、安全性、利便性の確保という条件を満たすことが必要である。
- 電子化に当たっては、指導要録の電子化と一体的に進める必要があるとの意見や、運用開始時には、全ての高等学校・大学で一斉に電子化すべきといった意見があった。現在の公立高等学校における統合型校務支援システムの導入状況は約79%(令和2年3月現在)であり、令和2年度大学入学者選抜における電子出願が可能な選抜区分は、一般選抜では約90%、総合型選抜では約56%、学校推薦型では約58%であるが、より実効性のある調査書の活用の実現を図るためには、統合型校務支援システムや大学入学者選抜における電子出願の更なる導入を促進しつつ、それらと連動する形での調査書の電子化を進めていく必要がある。
- その際、特定の実装方法のみを検討するよりも、制度改正等を含めた政府全体のデジタル化の動き等にも柔軟かつ速やかに対応できるように、複数の実装方法を検討するなど、様々な可能性を追求しておくことが適当である。また、入試事務の効率化、省力化の観点から、志願者本人が記載する資料や推薦書等の電子化についても併せて検討することが望ましい。
- 例えば、現在考えられる実装方法としては、以下のようなものがある。
 - ・各大学が構築している電子出願システムに対し、高等学校から大学に電子調査書を送付
 - ・各大学が構築している電子出願システムに対し、志願者から大学に電子調査書(暗号化されたもの)を送付
 - ・電子調査書を授受するためのアプリケーションを開発、クラウドを介して志願者・高等学校・大学間で電子調査書を授受
 - ・全志願者の調査書データを一元的な組織の下で管理、当該組織の管理下のサーバを介して志願者・高等学校・大学間で電子調査書を授受
- 調査書の電子化を進めるに当たっては、これらの実装方法を検討する過程で明らかになった課題(費用・稼働負担、セキュリティリスクへの対応、調査書データの一元的な管理の在り方等)や、それぞれの方法のメリット・デメリットなども踏まえつつ、文部科学省、高等学校、大学関係者等において引き続き協議の上、実現に向けて取り組むことが重要である。

大学入試のあり方に関する検討会議(令和3年7月8日提言)(抄)

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

4. 大学入学者選抜におけるデジタル化の推進

(1) 電子出願の推進

- 実態調査によると、各大学の個別入試において電子出願の導入が進んできている。今後、大学入学共通テストの出願の電子化については、各大学の個別入試と比べて出願者数が格段に多いことに伴って求められるシステムの安定性や高度なセキュリティの確保、デジタル環境を有しない志願者への配慮、現役生の出願における高等学校の関与の必要性の有無等に留意しつつ、大学・高等学校関係者とも協議しながら、できる限り早期の導入に向けて積極的に進める必要がある。
- また、現在、志願者のうち希望する者に対して全大学の合否決定以後に通知している大学入学共通テストの成績について、大学入学共通テストの実施後速やかに電子的に通知する仕

組みを導入することが考えられるが、通知する時期を個別入試の出願前にする場合には全
体の入試日程の見直しが必要となる可能性があるほか、受験者からの成績確認の問合せへ
の対応、システムに求められる安定性、セキュリティ、コスト等を踏まえた上で、その実現
の可否について併せて検討することが考えられる。

- また、調査書の電子化については、高等学校における統合型校務支援システムなどの活用、
大学の個別入試における電子出願の導入を促進しつつ、その進捗状況と連動した形で、速や
かな完全電子化を目指すことが適当である。なお、現在、公立高等学校における統合型校務
支援システムの導入状況は **78.8%**（令和2年3月現在）であり、大学入学者選抜における電
子出願が可能な選抜区分は、一般入試で **90.5%**、AO入試で **56.8%**、推薦入試で **58.9%**（令
和2年度大学入学者選抜）となっている。

○ 将来的な入試日程のあり方(提言)

大学入試のあり方に関する検討会議(令和3年7月8日提言)(抄)

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

(5) 大学入学者選抜についての高等学校・大学等関係者間の恒常的な協議体の設置

- 本検討会議で指摘のあった事項のうち、①将来的な入試日程のあり方(自然災害や感染症等に耐え得る大学入学者選抜のあり方や、雪害や感染症拡大期である1月実施を回避する観点から、高等学校教育に与える影響を勘案しつつ、大学入学共通テストを例えば12月に前倒しすることの適否など)、②高校会場の拡充可能性(試験の確実な実施や実施に伴う負担、高等学校教員や退職教員の協力の可否、公平性・公正性等の観点を勘案し、県ごとの大学・高等学校関係者の協議を踏まえ検討)、③「高校生のための学びの基礎診断」の検証を踏まえつつ、いわゆる基礎学力テストの可能性(CBTの研究開発の可能性を含む。)等については、検討すべき課題が多く、令和6年度実施の大学入学者選抜(令和7年度大学入学者選抜)までと時間を限った中で結論付けるのは適当でないことから、新たに設けた常設の協議体等の中で、継続的な検討を行うこととすべきである。

- 「「高校生のための学びの基礎診断」の検証を踏まえつつ、いわゆる基礎学力テストの可能性(CBTの研究開発の可能性を含む。)」(提言)

大学入試のあり方に関する検討会議(令和3年7月8日提言)(抄)

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

(5) 大学入学者選抜についての高等学校・大学等関係者間の恒常的な協議体の設置

- 本検討会議で指摘のあった事項のうち、①将来的な入試日程のあり方(自然災害や感染症等に耐え得る大学入学者選抜のあり方や、雪害や感染症拡大期である1月実施を回避する観点から、高等学校教育に与える影響を勘案しつつ、大学入学共通テストを例えば12月に前倒しすることの適否など)、②高校会場の拡充可能性(試験の確実な実施や実施に伴う負担、高等学校教員や退職教員の協力の可否、公平性・公正性等の観点を勘案し、県ごとの大学・高等学校関係者の協議を踏まえ検討)、③「「高校生のための学びの基礎診断」の検証を踏まえつつ、いわゆる基礎学力テストの可能性(CBTの研究開発の可能性を含む。)」等については、検討すべき課題が多く、令和6年度実施の大学入学者選抜(令和7年度大学入学者選抜)までと時間を限った中で結論付けるのは適当でないことから、新たに設けた常設の協議体等の中で、継続的な検討を行うこととすべきである。